

処理施設等の維持管理の基準

第1 趣旨

この基準は、福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱（平成 31 年福井市告示第 128 号。以下「指導要綱」という。）第 13 条第 2 項の規定により、処理施設等の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 中間処理施設 政令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに定める施設をいう。
- 2 最終処分場 政令第 7 条第 14 号に定める施設をいう。
- 3 その他の中間処理施設 第 2 の 1 に掲げる施設以外の施設であつて、産業廃棄物の中間処理に係る施設をいう。
- 4 遮断型最終処分場 政令第 7 条第 14 号イに定める施設をいう。
- 5 安定型最終処分場 政令第 7 条第 14 号ロに定める施設をいう。
- 6 管理型最終処分場 政令第 7 条第 14 号ハに定める施設をいう。

第3 保管積替施設

保管積替施設に係る維持管理の基準は、政令第 6 条第 1 項第 1 号ハ及び第 2 号ロ並びに規則第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 5、第 7 条の 6、第 7 条の 7、第 7 条の 8 及び第 8 条に定めるもののほか次のとおりとする。

- 1 囲い等
 - (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
 - (2) 作業終了後又は作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。
- 2 表示等
 - (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
 - (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。
- 3 汚水の流出及び悪臭の防止
 - (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。
 - (2) 保管積替場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。
 - (3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。
- 4 騒音、振動及び粉じんの発生防止
産業廃棄物の運搬に使用する車両（以下「運搬車両」という。）又は保管積替作業に使用する機械等により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。
- 5 衛生害虫等の発生防止
害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備しておくこと。

6 火災の発生防止

- (1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

7 使用道路の安全確保等

- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

8 種類区分ごとの保管

保管又は積替に当たっては、産業廃棄物の種類又は性状の異なるものを混合しないこと。

9 保管期間

保管期間は、できるだけ短期間とすること。

10 記録及びその保存

- (1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5年間保存すること。
- (2) 産業廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、5年間保存すること。

11 搬入時の産業廃棄物の確認

- (1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
- (2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。
- (3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者の名称及び搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

12 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。
- (2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

第4 中間処理施設

I 中間処理施設の共通基準

中間処理施設に係る共通の維持管理の基準は、規則第12条の6に定めるもののほか次のとおりとする。

1 囲い等

- (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
- (2) 作業終了後又は作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

3 汚水の流出及び悪臭の防止

- (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 中間処理場（中間処理施設又はその他の中間処理施設に係る土地をいう。以下同じ。）内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。
 - (3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。
- 4 騒音、振動及び粉じんの発生防止
- 運搬車両又は中間処理作業に使用する機械等により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。
- 5 衛生害虫等の発生防止
- 害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備しておくこと。
- 6 火災の発生防止
- (1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
 - (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。
- 7 使用道路の安全確保等
- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
 - (2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
 - (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。
- 8 記録及びその保存
- (1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5年間保存すること。
 - (2) 産業廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、5年間保存すること。
- 9 搬入時の産業廃棄物の確認
- (1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
 - (2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。
 - (3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
 - (4) 排出事業者の名称及び搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。
- 10 事故の防止
- (1) 事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。
 - (2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。
- 11 放流水の検査
- (1) 中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水について、別表第1に掲げる項目を、同表に示す検定方法により、1年に1回以上行い、市長に、その結果を提出すること。
 - (2) 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

(3) 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

12 排水処理施設の点検

中間処理施設等から発生する汚水を適正に処理できるよう、排水処理施設の定期的な点検を行うこと。

13 排ガスの検査

焼却施設等の煙突等から排出されるガスにより、生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に点検等を行うこと。

II 中間処理施設の個別基準

中間処理施設に係る個別の維持管理の基準は、規則第 12 条の 7 及び第 4 の I の共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。

1 汚泥の脱水施設

(1) 脱水施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、脱水施設を停止し、混入異物及び機械の摩耗状況について点検すること。

(2) 脱水施設からのオーバーフロー又は漏出した汚水、汚泥からの分離液、ろ布等の洗浄水及び床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

2 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

(1) 乾燥施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、乾燥施設を停止し、混入異物及び機械の摩耗状況について点検すること。

(2) 乾燥施設からのオーバーフロー又は漏出した汚水及び床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

3 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

天日乾燥床から乾燥後の汚泥を移動させたときに、当該乾燥床底面を洗浄し、亀裂がないことを点検すること。なお、異常が認められた場合には、速やかに改善措置を講ずること。また、天日乾燥床の洗浄水は、集水し適正に排水処理すること。

4 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物及びその他の産業廃棄物の焼却施設

(1) 次のことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

ア 主要燃焼室等の構築材質が劣化し、又は損傷していないこと。

イ 廃油の焼却施設においては、槽構造の受入れ設備及び受入れ設備の周囲に設けられた流出防止堤に亀裂及び損傷がないこと。

(2) 排ガス洗浄用として用いる水酸化ナトリウム等の溶液については、水素イオン濃度を点検し、適切に保たれていることを確認すること。

5 廃油の油水分離施設

(1) 油水分離槽からオーバーフロー又は漏出した汚水及び床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

(2) 廃油の供給は、少量ずつ適度に調節しながら適正に行うこと。

(3) 次のことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

- ア 油水分離槽に亀裂がないこと。
 - イ 放流水に油膜が認められないこと。
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- (1) 中和施設からオーバーフロー又は漏出した汚水及び床若しくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。
 - (2) 受入設備及び中和槽は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うように配慮すること。
 - (3) 中和反応に伴い有毒なガス及び悪臭発生しないよう、あらかじめ試験を実施すること。
- 7 政令別表第3の3に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- (1) 漏出した保有水及び床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。
 - (2) 汚泥の処理に当たっては、含水率を一定にするため、必要に応じて、あらかじめ乾燥すること。
- 8 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (1) 高温熱分解方式施設
 - ア 漏出した保有水及び床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。
 - イ 受入設備、熱分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。
 - ウ 高温熱分解室の構築材質が劣化し、又は損傷していないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。
 - (2) 酸化分解方式施設
 - ア 酸化分解槽からオーバーフロー又は漏出した汚水及び床若しくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。
 - イ 受入設備及び酸化分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。
 - ウ 酸化分解によって有毒なガス及び悪臭が発生しないよう、あらかじめ試験を実施するとともに、生じたガス及び悪臭により、周辺的生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

第5 その他の中間処理施設

その他の中間処理施設に係る共通の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- 1 囲い等
 - (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
 - (2) 作業終了後又は作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。
- 2 表示等
 - (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
 - (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。
- 3 汚水の流出及び悪臭の防止
 - (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。

(3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。

4 騒音、振動及び粉じんの発生防止

運搬車両又は中間処理作業に使用する機械等により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

5 衛生害虫等の発生防止

害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備しておくこと。

6 火災の発生防止

(1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

(2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

7 使用道路の安全確保等

(1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。

(2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。

(3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

8 記録及びその保存

(1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5年間保存すること。

(2) 産業廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、5年間保存すること。

9 搬入時の産業廃棄物の確認

(1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。

(2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。

(3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。

(4) 排出事業者の名称及び搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

10 事故の防止

(1) 事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。

(2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

11 放流水の検査

(1) その他の中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水について、別表第1に掲げる項目を、同表に示す検定方法により、1年に1回以上行い、市長に、その結果を提出すること。

(2) 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

(3) 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

12 排水処理施設の点検

その他の中間処理施設等から発生する汚水を適正に処理できるよう、排水処理施設の定期的な点検を行うこと。

第6 最終処分場

I 最終処分場の共通基準

最終処分場に係る共通の維持管理の基準は、最終処分基準省令に定めるもののほか次のとおりとする。

1 囲い等

- (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
- (2) 作業終了後又は作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

3 最終処分場を表示する区域杭等

埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。

4 悪臭の防止

最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要に応じて消臭剤の散布、その他必要な措置を講ずること。

5 火災の発生防止

- (1) 火災の発生を防止するため、消火器等の設備を設置するとともに、消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

6 騒音、振動及び粉じんの発生防止

運搬車両及び埋立作業に使用する機械等により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

7 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂等の除去その他の措置を講ずること。

8 擁壁等の保全

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を月1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

9 法面の保護

- (1) 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。
- (2) 法面の小段排水溝及び縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。

10 埋立地の管理

- (1) 中間覆土が支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入を計画的に行うこと。
- (2) 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

11 使用道路の安全確保等

- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

12 処分能力に見合った埋立処分

搬入された産業廃棄物は、原則として、その日のうちに埋立処分を行うこと。

13 記録及びその保存

- (1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5年間保存すること。
- (2) 産業廃棄物の搬入の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、5年間保存すること。
- (3) (1) 及び(2)の書類等は、求められたときに速やかに提示できるよう管理事務所等に常に備えておくこと。

14 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、埋立処分できる品目以外の物の混入の防止及び排出事業者の確認のため、次により管理すること。

- (1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
- (2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、場内から速やかに除去すること。
- (3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者及び収集運搬業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者の名称及び搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

15 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として作業時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

16 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。
- (2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

II 最終処分場の個別基準

最終処分場に係る個別の維持管理の基準は、最終処分基準省令及び第6のIの共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。

1 遮断型最終処分場

- (1) 外周仕切設備及び内部仕切設備を月1回以上点検し、これらの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止するとともに、これらを防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 埋立処分に当たっては、外周仕切設備及び内部仕切設備を損傷しないように留意すること。
- (3) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第3に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により6か月に1回以上(電気伝導率又は塩化物イオン濃度にあつては1か月に1回以上)行い、市長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも1回以上行い、市長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、市長と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

2 安定型最終処分場

(1) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第3に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により1年に1回以上行い、市長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも1回以上行い、市長にその結果を提出すること。

イ 浸透水について別表第3に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により1年に1回以上(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量にあつては1か月に1回以上)行い、市長にその結果を提出すること。

ウ 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

エ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、市長と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

3 管理型最終処分場

(1) 遮水工の管理

ア シートによる遮水工を行った処分場は、産業廃棄物、埋立用機材等により、シートを破損しないように埋立てること。

イ 遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じること。

(2) 浸出水処理施設の管理

ア 放流水について、別表第2に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検定方法により6か月に1回以上(水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量にあつては1か月に1回以上)行い、市長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、市長と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

(3) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第3に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により1年に1回以上(電気伝導率又は塩化物イオン濃度にあつては1か月に1回以上)

行い、市長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも 1 回以上行い、市長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目及び回数については、関係市町及び地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、市長と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合には、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合には、水質分析等を行い、その原因究明を行い、及び改善措置を講ずること。

(5) ガス抜き設備について

ガス抜き設備を年 1 回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除するよう管理すること。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4のIの11の（1）及び第5の11の（1）関係）

[中間処理施設及びその他の中間処理施設の放流水の検査項目]

項	目	許 容 限 度	検査回数
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	1 年 に 1 回 以 上
2	シアン化合物	1 mg/L 以下	
3	有機燐化合物	1 mg/L 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	P C B	0.003 mg/L 以下	
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
25	ほう素及びその化合物 " (海域以外に排出) " (海域に排出)	10 mg/L 以下 230 mg/L 以下	
26	ふっ素及びその化合物 " (海域以外に排出) " (海域に排出)	8 mg/L 以下 15 mg/L 以下	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100 mg/L 以下	
28	水素イオン濃度 " (海域以外に排出) " (海域に排出)	5.8以上8.6以下 5.0以上9.0以下	
29	生物化学的酸素要求量 [BOD]	60 mg/L 以下	
30	化学的酸素要求量 [COD]	90 mg/L 以下	

項 目		許 容 限 度		検査回数
31	浮遊物質 [SS]	60	mg/L 以下	1 年 に 1 回 以 上
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5	mg/L 以下	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30	mg/L 以下	
34	フェノール類含有量	5	mg/L 以下	
35	銅含有量	3	mg/L 以下	
36	亜鉛含有量	2	mg/L 以下	
37	溶解性鉄含有量	10	mg/L 以下	
38	溶解性マンガン含有量	10	mg/L 以下	
39	クロム含有量	2	mg/L 以下	
40	大腸菌群数 (日間平均)	3,000	個/cm ³ 以下	
41	窒素含有量 (日間平均)	120 (60)	mg/L 以下	
42	磷含有量 (日間平均)	16 (8)	mg/L 以下	

(注)

- 1 検定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和46年環境庁告示第64号)によることを原則とする。
 - 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - 3 化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 - 4 磷含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用する。
- 福井市適用水域：武周湖ダム貯水池(武周ヶ池)

別表第2 (第6のIIの3の(2) 関係)

[管理型最終処分場の放流水の検査項目]

項	目	許 容 限 度	検査回数
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	6 か 月 に 1 回 以 上
2	シアン化合物	1 mg/L 以下	
3	有機リン化合物	1 mg/L 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	P C B	0.003 mg/L 以下	
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
25	ほう素及びその化合物 (海域以外に排出) " (海域に排出)	50 mg/L 以下 230 mg/L 以下	
26	ふっ素及びその化合物 (海域以外に排出) " (海域に排出)	15 mg/L 以下 15 mg/L 以下	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	200 mg/L 以下	
28	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg/L 以下	
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30 mg/L 以下	
30	フェノール類含有量	5 mg/L 以下	

項	目	許 容 限 度	検査回数
31	銅含有量	3 mg/L 以下	6 か 月 に 1 回 以 上
32	亜鉛含有量	2 mg/L 以下	
33	溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下	
34	溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下	
35	クロム含有量	2 mg/L 以下	
36	大腸菌群数 (日間平均)	3,000 個/cm ³ 以下	
37	磷含有量 (日間平均)	16 (8) mg/L 以下	
38	水素イオン濃度 (海域以外に排出) " (海域に排出)	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下	1 か 月 に 1 回 以 上
39	生物化学的酸素要求量 [BOD]	60 mg/L 以下	
40	化学的酸素要求量 [COD]	90 mg/L 以下	
41	浮遊物質量 [SS]	60 mg/L 以下	
42	窒素含有量 (日間平均)	120 (60) mg/L 以下	

(注)

- 1 検定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)による。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 3 化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 4 磷含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用する。
福井市適用水域：武周湖ダム貯水池(武周ヶ池)

別表第3（第6のⅡの1の（3）のア、2の（1）のア及びイ並びに3の（3）のア関係）

〔遮断型最終処分場の地下水、安定型最終処分場の地下水及び浸透水並びに管理型最終処分場の地下水の検査項目〕

項	目	許 容 限 度	検査回数
1	アルキル水銀	検出されないこと	1年に1回以上（しや断型最終処分場にあつては6か月に1回以上）
2	総水銀	0.0005 mg/L 以下	
3	カドミウム	0.003 mg/L 以下	
4	鉛	0.01 mg/L 以下	
5	六価クロム	0.05 mg/L 以下	
6	砒素	0.01 mg/L 以下	
7	全シアン	検出されないこと	
8	P C B	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
11	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
12	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
19	チウラム	0.006 mg/L 以下	
20	シマジン	0.003 mg/L 以下	
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
23	セレン	0.01 mg/L 以下	
24	電気伝導率	—	11か月以上に
25	塩化物イオン濃度	—	
26	生物化学的酸素要求量 [BOD]	20 mg/L 以下	
27	化学的酸素要求量 [COD]	40 mg/L 以下	

（注）

- 1 検定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」（平成10年環境庁・厚生省告示第1号）による。
- 2 電気伝導率又は塩化物イオン濃度は、遮断型最終処分場の地下水及び管理型最終処分場の地下水に限って適用する。
- 3 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は、安定型最終処分場の浸透水に限って適用する。